

平成 25 年 第 10 回横浜市税制調査会
議 事 録

日時：平成 25 年 10 月 24 日（木）
午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
場所：横浜市庁舎 2 階応接室

平成 25 年 第 10 回横浜市税制調査会

平成 25 年 10 月 24 日 (木)
午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
横浜市庁舎 2 階応接室

税 制 課 長 それでは定刻前ではございますが、ただ今より、「第10回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、まず、本日の会議の開会にあたりまして、定足数のご報告についてお諮りしたいと思います。

横浜市税制調査会運営要綱第6条第3項の規定によりまして、調査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされております。本日は、〇〇委員がご欠席、〇〇委員が所要で遅れていらっしゃいますが、現時点で、4名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

会議の公開につきましては、要綱の規定に基づき、前回座長の方から今回は非公開であることで決定をしておりますのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります前に財政局長の柏崎より、ご挨拶を申し上げます。

財 政 局 長 財政局長の柏崎でございます。よろしく願いいたします。本日はお忙しい中、第10回横浜市税制調査会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

9月から10月にかけて税制調査会を3回も開催する運びとなったところでございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

私の方から申し上げるまでもございませませんが、この税制調査会におきましては、24年度において「課税自主権の活用上の考え方の再整理」や「住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方」についてご検討をいただいたところでございます。また、25年度に入りましては、主に現在の横浜みどりアップ計画の取組状況の検証を行い、7月には横浜みどり税充当事業の実地調査も行っていただきました。そして9月に市長から追加の諮問をさせていただきます。第8回から今回までの3回にわたりまして「平成26年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱い」について集中的にご審議をいただくこととなったところでございます。みどり税関係については、今回を含めて6回にわたりご議論をいただいたこととなります。

横浜みどり税の取扱いについては、本日は締めめの議論の見通しと伺っております。是非色々ご議論いただきますようによろしく願いしたいと思っております。

税 制 課 長 それでは早速、議事に入りたいと思っておりますが、ここからの進行につきましては座長にお願いしたいと存じます。座長よろしく願いいたします。

座 長 これまでも、かなり積極的にご審議をいただいております。いよいよ大詰めになっております。来年度以降、みどり税をどうすべきなのか。本日の審議の結果どういうことになるのかということをお日も率直にご議論いただければ結構かと思っております。議題に沿ってということですが、一点に現在絞られておりますので、「平成26年度以降の横浜みどり税の取扱いについて」ということで、前回まででご記憶あると思っておりますが、課税自主権を行使する前提条件がそろっているのかについて、あるとか、充当すべき事業であるとか、環境創造局の方でお出しいただいた事業のうちどこにみどり税を充てられるのかということについてご意見をいただき、おおよそ合意を得てきたところですので。本日は残っている税率につ

いてということになります。今ご紹介がありましたとおり、非公開ということですので、これ以降は、報道のカメラも止めていただければと思います。議題にこれから入っていきたいと思います。なぜ非公開にするのかですが、税率の場合には、数字が独り歩きしかねませんので、できれば報告書を取りまとめるまできちんと内部で詰めた上で数字を外に公開したいということで非公開となっております。ご説明をお願いいたします。

税 制 課 長

まず、資料1の説明に先立ちまして、事務局からご説明させていただきます。私の説明の後に財政課、それから環境創造局、最後にまた私から補足をさせていただいてご議論に入っていただきたいと思います。

まず、事業費の全体の額につきましては485億円ということで、ご案内のとおりでございます。また、その財源につきましては、国費・市債が307億円、一般財源の必要額が178億円ということでございます。

また、前回までの会議でみどり税の使い道、使途として充てるべきではない「使途⑤」と整理されたもの、後程詳しい説明は環境創造局からさせていただきますけれども、その事業費を合計いたしますと約12億円となります。みどり税の使途に合うとされた必要額が178億円から12億円減りまして166億円ということになります。

ただ、166億円を全て総額をみどり税で充てるのかと申しますと、そのようなことではなく、みどり税の使途に合う必要額のうち、実際にみどり税を充てるべき必要額というものは、一般財源で対応させていただく部分でございますが、本市の財政運営上の観点といったものも踏まえまして総合的に判断していくことが必要になるかと思っております。そこで、本市の財政運営上の観点の考え方につきましては、財政局財政課の方からご説明を加えさせていただきますたいと思います。

財 政 担 当 課 長

財政課の担当課長の藤村です。今の説明に引き続きまして、今回のみどり税の必要額の考え方について補足させていただきます。

まず、財政当局といたしましては、これからの緑の取組（案）を策定するにあたりまして、緑の保全・創造という政策目的を達成するために一定の事業量や事業規模を確保する必要がある一方で、市の財政負担ということを考慮した場合に、現行計画の実施に伴いまして、樹林地の買取などによって生じた公債費が、今後年々上昇し続けていくことについて、財政運営上の観点からの配慮が必要になると考えております。全体の事業費485億円に影響を与えないようにしながら、一般財源の負担が過大にならないように、現行計画におきます一般財源を充当している事業費は維持することを前提に、今回は事業費485億円に対して、一般財源は48億円を充当することで整理をさせていただきました。

私の方からの説明は以上です。

税 制 課 長

総事業費485億円のうち、最終的にみどり税必要額は130億円と試算がされましたので、こちらの方の財源内訳、事業内容につきましては、環境創造局からご説明をさせていただきたいと思います。

また、先ほど、現行計画は71億円と話がありましたが、事業費につきましては、今回一般財源が48億円となるものではございますけれども、国費・市債を含めた総事業費につきましては、現行計画で193億円としているものには影響を与えてないということをご承知いただければと思います。

それでは、資料1につきまして、環境創造局から引き続きご説明をさせていただければとおもいます。

座 長

その前に、この点につきましてご質問ありますでしょうか。

公債費対応は、みどり税に入れるよりも、一般財源にしているということと、見かけ上

一般財源の総額は減っているということ、2点よろしいですね。

それでは、第9回税制調査会におきまして委員の皆様からいただいたご意見をもとに、「これからの緑の取組(案)」の事業費をお示しした資料を用意させていただきましたので、説明させていただきます。お手元に配布させていただいている資料1をご覧ください。

はじめに、資料の見方についてご説明いたします。第9回当委員会で、みどり税を充当する事業を抽出するために配布した資料に、事業費を示した列を追加してございます。表の左から、「事業」「取組」「5か年目標」「取組内容」「現行計画との比較」「取組の種別」と6列でございます。前回からの大幅な変更はございませんが、取組内容をもう少し具体的にわかるようにしてほしい、とのご意見をいただきましたので、取組の具体的な内容や実施する候補地など、現時点で記載できる内容を追記しています。その次でございます「第9回での意見」ですが、それぞれの取組にみどり税を「充当」とするのか「非充当」とするのかについて、前回の当委員会でいただいたご意見の結果を示しています。表の右側には、取組に必要な「5か年事業費」と、その内訳として「うち一般財源」、「うち国費・市債」を示しています。「うち一般財源」は、さらに「超過分」と「既存分」に分類していますが、この「超過分」がいわゆる、みどり税の充当相当額になると考えております。

それでは、資料の内容について説明させていただきます。1ページ右側の事業費の内訳をご覧ください。個別の事業・取組に対する一般財源やその内訳と、国費・市債につきましては、今後の本市の財政状況や、現行計画の実績を踏まえて算出しております。

それでは、それぞれの取組の事業費についてご説明します。取組の柱1「市民とともに次世代につなぐ森を育む」の事業①「緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り」についてです。表の右側に示している事業費をご覧ください。この取組はみどり税充当の取組で、「5か年事業費」は約325億円です。そのうち「超過分」が約35億6千万円、「既存分」が約9億7千万円、「国費・市債」が約280億円となります。「既存分」の欄にお示ししている金額は、現行計画を実施する前の平成20年度以前から実施していた事業費の一般財源に相当する額で、いわゆる一階建ての部分になってございます。

次に、事業②「生物多様性・安全性に配慮した森づくり」です。取組の(1)森づくりガイドライン等を活用した森の育成ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は21億円です。そのうち「超過分」が約13億2千万円、「既存分」が約7億8千万円となります。(2)指定された樹林地における維持管理の支援、(3)生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上ですが、共にみどり税充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「超過分」となります。(4)間伐材の有効活用ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は4千5百万円です。そのうち「超過分」が4千万円、「既存分」が5百万円となります。

次に、事業③「森を育む人材の育成」についてです。(1)森づくりを担う人材の育成、(2)森づくり活動団体への支援ですが、共にみどり税充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「超過分」となります。

2ページをご覧ください。事業④「市民が森に関わるきっかけづくり」についてです。(1)森の楽しみづくりですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「超過分」となります。(2)森に関する情報発信についてです。みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は2億3千万円です。そのうち、取組の種別を④とした市民の森などのガイドマップ作成は「超過分」として3千万円、取組の種別を⑤としたウェルカムセンターの運営は

「既存分」として2億円となります。

取組の柱1での合計は、「5か年事業費」は約366億円で、そのうち「超過分」が約67億2千万円、「既存分」が約19億5千万円、「国費・市債」が約280億円となります。

3ページをご覧ください。「取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる」についてです。事業①「良好な農景観の保全」についてです。(1)水田の保全ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は約3億4千万円です。そのうち、取組の種別を①とした水田保全の奨励金交付は「超過分」として約1億8千万円、取組の種別を⑤とした水源の確保は「既存分」として1億6千万円となります。(2)特定農業用施設保全契約の締結ですが、みどり税非充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「既存分」となります。(3)農景観を良好に維持する取組の支援ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は約5億6千万円です。そのうち、取組の種別を⑤としたまとまりのある農地を良好に保全する団体の取組は「既存分」として約3億6千万円、取組の種別を③とした農地周辺への不法投棄対策、および、農地から発生する土埃を予防・解消する取組等は「超過分」として2億円となります。(4)多様な主体による農地の利用促進ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「超過分」となります。

次に、事業②「農とふれあう場づくり」についてです。(1)様々な市民ニーズに合わせた農園の開設ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は約25億1千万円です。そのうち、取組の種別を④とした収穫体験農園の開設支援は「超過分」として約1億7千万円、取組の種別を⑤とした市民農園の開設支援は「既存分」として4千7百万円、取組の種別を①とした農園付公園の整備は「超過分」として約9億3千万円、「国費・市債」が約13億7千万円となります。(2)市民が農を楽しむ支援する取組の推進についてですが、みどり税非充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「既存分」となります。

4ページをご覧ください。施策2 地産地消の推進での事業ですが、すべてみどり税非充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「既存分」となります。取組の柱2での合計は、「5か年事業費」は約40億円で、そのうち「超過分」が約16億6千万円、「既存分」が約9億6千万円、「国費・市債」が約13億7千万円となります。

5ページをご覧ください。取組の柱3「市民が実感できる緑をつくる」についてです。事業①「民有地での緑の創出」ですが、(1)民有地における緑化の助成は、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は約1億5千万円です。そのうち「超過分」が約1億2千万円、「既存分」が2千5百万円となります。(2)建築物緑化保全契約の締結ですが、この事業につきましては、事業費はありません。(3)名木古木の保存ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は約1億1千万円です。そのうち「超過分」が1億円、「既存分」が9百万円となります。(4)人生記念樹の配布ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は5千万円です。そのうち「超過分」が2千2百万円、「既存分」が2千8百万円となります。

次に、事業②「公共施設・公有地での緑の創出」についてです。(1)公共施設・公有地での緑の創出・管理ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は13億7千万円です。そのうち「超過分」が1億5千万円、「既存分」が12億2千万円となります。(2)公有地化によるシンボリックな緑の創出ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は16億5千

万円です。そのうち「超過分」が約3億2千万円、「国費・市債」が約13億3千万円となります。(3) いきいきとした街路樹づくりですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「超過分」となります。

6ページをご覧ください。施策2 緑を楽しむ市民の盛り上がり醸成する取組の推進についてです。事業③市民協働による緑のまちづくりですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「超過分」となります。

事業④「子どもを育む空間での緑の創出」ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は約4億6千万円です。そのうち「超過分」が7千5百万円、「既存分」が約3億9千万円となります。

事業⑤「緑や花による魅力・賑わいの創出」ですが、みどり税充当の取組で、「5か年事業費」は16億2千万円です。そのうち「超過分」が14億7千万円、「既存分」が1億5千万円となります。取組の柱3での合計は、「5か年事業費」は約78億円で、そのうち「超過分」が約46億4千万円、「既存分」が約18億2千万円、「国費・市債」が約13億3千万円となります。

「効果的な広報の展開」についてですが、みどり税非充当の取組で、「5か年事業費」のすべてが「既存分」となります。「これからの緑の取組」の事業費の合計ですが、「5か年事業費」は約485億円となります。「うち一般財源」が約178億円で、そのうち「超過分」が約130億円、「既存分」が約48億円となり、「国費・市債」が約307億円となります。

以上で資料1の説明を終わります。参考資料としてお配りした、別紙の「取組の柱ごとの事業費等の構成比」をご覧ください。ただいま説明した「これからの緑の取組(案)」と、現行「みどりアップ計画(新規・拡充施策)」における「5か年事業費」と「うち一般財源の超過分」について、その金額と構成比を取組の柱ごとにお示ししていますので、後程ご覧ください。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

座

長

今のご説明のところでご質問があればお出しただければと思います。私の方から要約をして、委員の先生方のこういう特徴だという事だと覚えておいていただければと思います。資料1の別紙をご覧ください。いつも申し上げているとおり、安易な継続はよくありませんので、前回は前回、今回は今回、みどり税をやるのかやらないのか、という判断になります。その資料を見ていただきますと、下の表が前回の横浜みどりアップ計画になります。その中で、取組の柱が3つありますが、その比率が今回かなり変わっているのが今回の特徴であり、環境創造局並びに市民推進会議を含めて考え方が我々に提案されたことになります。何が変わるのかというと、資料1の5ページと6ページの公共施設における緑であるとか、臨海部、都心部における緑化の比重を増やすという事になります。その結果として、今までもそうですし、これからもメインですけれども、取組の柱1の割合を下げていることになります。その割合の下がり許容範囲なのかどうかということも判断していただければと思います。報告書が出た以降は、報道の方からの質問が先生方に行くと思いますけれども、ここの部分が報告書の一番の特徴だと考えていただければと思います。市民推進会議で、見える化をしようと、樹林地の周辺の市民だけではなく、中心部の方たちにもみどり税の効果を出しましょうということになれば、ここの割合が必然的に変わってくるようになります。言い方をかえると、最初の5年間は土地の買取に優先順位をつけたけれども、その結果として、少し優先順位が下になって先送りにされてきた中心部の優

先順位を上げました、という説明になると思います。これが特徴になりますので、他に何か質問がございましたらお願いします。この区分け自体は、前回同意をいただいていることになりますので、何かありましたらご質問いただければと思います。あるいは、私が申し上げたことについて何かコメントをいただいても構いません。

委員長 市民推進会議でも、先ほど青木先生が整理して下さった点が議論になるだろうと思います。「取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる」ところに少しウエイトが移っていることになろうかと思います。それを今回のみどり税の一つの特徴として、事業をしていくために、そのような財源としてみどり税を活用していく方向だという事です。私は、そういう必要性があるだろうという意見をこれまで述べてきましたので、このような案を作っていたことに対しては賛同いたします。

座長 一番目の柱について、これまでの5年間は5割～7割で、半分は超えているということで、ご記憶いただければと思います。その分伸びているのが、柱3ということで、今申し上げたとおりになります。この部分はよろしいでしょうか。

それでは、充当事業についておおよそ同意ができたということで、総事業費約130億円ということになってきました。最後の項目になりましたが、この事業費から算定をして、具体的な税率がどうなるのかという部分を議論していただくことになります。以前から欠損法人の問題についてはご議論いただきましたので、今からご説明いただくところでも欠損法人を除いてということで算定されているようですが、そこも含めて後ほど改めてご意見いただきたいと思います。では、まず事務局よりご説明をお願いいたします。

税制課長 資料1-2の税率試算という資料の2ページ目をご覧ください。

まず、個人と法人の負担割合でございますが、この点につきましては、現行みどり税の検討の際に整理が行われております。上乘せの税率につきまして、現行の横浜みどり税では、個人900円・法人9%となっており、この数字は、個人100円につき法人1%です。このことにつきましては、税制研究会最終報告（平成20年8月）において、「個人・法人間の負担割合については、個人100円あたり法人1%としていくことが適当である」、また、報告書では「他県の森林保全等に向けた県民税超過課税においても広く採用されており、そういった点から見ても適当であると考えられる。」と整理されているところでございます。今回の税制案の検討にあたっては、この考え方のとおりで良いと考えております。

次に、税率の試算のところでございますが、みどり税の必要額は、事業の内容、みどり税充当の可否及び横浜市の財政状況等を踏まえると、約130億円とされました。この必要額は、税率で換算すると、個人900円・法人9%、ただし、欠損法人の課税免除措置は行わないとして試算した税収見込み額とほぼ一致するものでございます。その内訳としましては、個人の税率を900円とした場合の税収見込み額は、5年間の合計で約80億円となりまして、法人の税率を9%とした場合の税収見込み額は、5年間の合計で約50億円となります。したがって、税率につきましては、個人900円、法人9%と設定することにより、みどり税必要額130億円を賄える、ということになろうかと思っております。

簡単ですが、説明は以上になります。ご検討をよろしくお願いいたします。

座長 ありがとうございます。前回の我々の議論を含めて補足させていただきますと、この負担割合が個人に対していくら上がり、それと同程度法人について上げるとこうなるということでこの数字が出てきたということになります。超過分の割合を法人と個人とバランスを取るとこの数字になるということになります。いかかでしょうか。総事業費というのは案の一つですので、他にも個人と法人の間で金額を変えることや不均一にするとか、それらも考えられないこともありませんが、単純に個人について割ってみてこれと同等とすると法人は9%になる、5年前に整理した内容と同じ個人100円につき法人1%となります。

ですから、単純に現行と同じ数字で出しているわけではありません。いかがでしょうか。

委員 欠損法人の括弧書きの部分ですが、「欠損法人の課税免除措置は行わない」とした場合の試算であって、行うとした場合はまた数字が異なるのでしょうか。

税制課長 基本的には、試算の段階では、免除措置を行わないで個人の市民税の平均税額あるいは法人の市民税の平均税額を算出しまして、仮に個人を1,000円課税した場合にその増加率が何%になる、その増加割合を法人の税率に掛け合わせるといくらになるか、という試算からこの設定をしております。まず、(※前回までのご議論ですと仮に課税免除措置を行う場合も特例措置となるものと考えておりますので、) 課税免除を行うか行わないかに関わらず、税率については、これを基本としていただいて、さらに免除措置を行うかどうかのご判断をいただくことが必要になると思います。

座長 今の点について言うと、我々税制調査会の基本的な意見とすれば、欠損法人を特別扱いする理由はないということになっております。これ以外の算定、もしも欠損法人を課税免除したらという算定をするのは想定外なのです。ですから、もしも、市会の配慮が入っても税率を変化するというのはありえない話になります。課税免除をするのであれば、みどり税として行うのではなく、一般財源として財源不足になるとしたら、総事業費として130億円を集めなければいけないところが、5年で30億円が不足するとしたら、これについては、一般財源できちんと手当をする、その責任の上でやっていただくこととしか申し上げようがないということが基本的な我々の立場です。我々とすれば、欠損法人も課税してくださいという事で報告書を書きたいと思いますので、税率についても、一本で出したいと思います。

よろしいでしょうか。我々も専門家として色々な自治体と関わっていますけれど、ここまできちんと事業費を積算したうえで、個人法人間の負担まで考えてきちんと税率計算をしていますので、決して安易に税率を決めたりしていないことは明言させていただきたいと思います。

それではよろしければ、税制調査会として、市長に対して税率の報告を申し上げたいと思います。この税率について、今ご賛同いただきましたので、みどり税の仕組み、充当事業、税率がおおよそほぼ整ったかと思えます。もちろん課税の実行の判断をするのは我々ではありません。我々はあくまでも専門家の立場からみどり税をさらに5年間やるべきかどうかを検討させていただいて市長に対してご意見を申し上げさせていただくこととなります。一応その意見としては、多少前提条件がついたうえで我々が検討したところは整ったと判断してよろしいでしょうか。(異議なし) それでは、今からご検討いただく報告書を進めていきたいと思えます。今までの審議を含めた具体的な内容については、税率の部分は除いてですが、資料2ということで原案ができています。大変申し訳ありませんが、まだきちんとした推敲作業ができておりませんので、誤字や表現のところで色々あるかと思えます。そこについてもご意見をいただければと思っております。まずは、簡単に効率的にご説明いただいて、特に構成や中見出し等のところで重要な部分について、文章の最終的な言い回し等については引き続き私の方で配慮していきたいと思えますが、大きな部分で違うところなどがあれば積極的にご意見をいただきたいと思います。

ではまず、答申の原案についてご説明をお願いします。

税制課長 資料2の表紙をおめくりいただきますと、裏面に目次があります。まず、今回は章を2本立てにしまして、第1章は総論的事項として、主に平成24年度にご議論いただいたものを中心に、第1として「課税自主権の活用上の考え方について」、第2として「住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について」、第3として「大都市の特例税制に関する検討」の3つの項目について記載しています。

第2章は具体的事項として、第1として「環境・防災関連施策促進のための課税自主権活用策の中間的な検討・検証」、第2として「横浜みどり税条例に基づく緑の保全・創造に資する施策に係る課税自主権の活用に関する事項について」、第3として追加の諮問にありました「平成26年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱いについて」の3つの項目について記載しています。

具体的な内容については、資料3と右肩に入っています「横浜市税制調査会答申「横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について（仮）の概要」」をご覧ください。

税制課企画係長
座 長

構成等も説明が終わってからでよろしいでしょうか。

まずは構成だけでご意見をいただきましょうか。目次をご覧ください。見開き2ページ目になります。大きく分けて2部構成になっております。みどり税の前提として課税自主権について、法定外税・超過課税をどのように考えるべきであるかという税の理論をかなりやりました。横浜に限らず地方自治体としてどう考えていくのかということを含めてです。あるいは総務省の審議会に対する意見についても先生方から頂戴しました。それがまとめてあるのが答申案の前半部分です。ここのタイトルが「総論的事項」ではあまりにも寂しいので変更したいと思いますが、最初はそういうことだと思ってください。租税理論上の課税自主権の考え方というような内容です。そこがさらに大きく3つに分かれていて、課税自主権の考え方、住民自治から見るとどうか、大都市特例の問題についての3つ書かせていただくことになります。さらに後半部分ですが、こちらがみどり税の具体的事項についてで、この部分のタイトルも変更したいと思いますが、第1、第2、第3というところで審議に沿ってまとめています。ご発言については、今から説明してもらいますが、ほぼこの席上で出た意見をそのまま記載しております。自治体の委員会とすると結構とんがった表現が多いのが特徴ですが、あえて直すつもりはありません。まず構成はいかがでしょうか。タイトルについても参考になるような意見があれば反映していきたいと思います。委員、構成はこれでよろしいでしょうか。

委 員
委 員
座 長
税制課企画係長

よろしいと思います。

諮問に対応した部分は、第2章の第3ということですか。

色々諮問をいただいております、答申の全てが諮問事項ですね。

一番最初に市長からいただいた諮問に対応する部分は第1章の第1から第2章の第2にあたる部分までと考えています。追加で9月に出た諮問に対応する部分は、最後のみどり税の部分である第2章の第3です。

座 長
委 員
座 長

全てが諮問に答えるという形になっています。構成はよろしいですか。

はい、結構です。

では、引き続き今日で文章はフィクスできないと思いますので、表現等で何かありましたら引き続きご意見をいただければ反映するようにいたします。では中身についてご説明をお願いいたします。

税制課企画係長

では資料3を用いて説明いたします。横浜市税制調査会答申の概要でございます。

左側「第1章 総論的事項」の「第1 課税自主権の活用上の考え方」についてです。3行ほど説明が書いてありますが、横浜市では、これまで、勝馬投票券発売税、横浜みどり税、新築された省エネルギー対策住宅に係る都市計画税の減額、企業立地促進税制などこういった個別の政策課題ごとに課税自主権の活用を検討してきました。そこで、平成24年度の税制調査会の設置にあたり、税制の活用の問題点や考え方等について、これまでの具体的な議論も踏まえた上で、改めて課税自主権の活用上の考え方として再整理・再確認を行うこととしたものです。

まず、下の表の網掛けの部分ですが、課税自主権活用の手法を大きく2つに分けて考えることにしました。一つは「特定施策を実施するための財源確保」、もう一つは「特定施策の誘導（インセンティブ）」という分け方をしました。左側の「特定施策を実施するための財源確保」については、括弧で小さく書いてありますが、単なる財源不足に対する財源確保は、課税自主権の活用ではなく、地方交付税等の財政調整制度や国からの税源移譲等に対応すべきものということで、先生方にご意見をいただいたとおりとなっております、こういったことは除外することとなっております。

下に行きまして、課税自主権活用の目的としましては「税の重課」を行う手法になるかと思えます。具体的には、「既存課税税目の超過課税」、「法定外税の創設」といったこととなります。本市における具体例としましては、今まさにやっている横浜みどり税条例の市民税均等割超過課税に係るものです。

さらにその下の「具体的活用にあたっての留意事項」ということで、先ほど個別の政策課題毎にやってきた中にエッセンスが色々ありまして、計10項目となっております。「施策の重要性」、「財政状況の説明・行財政改革等の取組」、三つ目のマルですが「受益と負担の関係性等」、「あらゆる活用方策（選択肢）の検討」、「施策等の市民説明」、「時限的手法の必要性」、「使途の明確化の必要性」、「市民参画の必要性」、「徴税コスト」、「その他」とありまして、まさに横浜みどり税条例の検証や検討ではこういったポイントに着目してやってまいりましたし、また、これから「税の重課」を企画していく際には、こういったポイントについて留意をしていかなければならないということでまとめたものでございます。

それから右側の特定施策の誘導がインセンティブとして課税自主権を活用する場合は、こちらは「税の重課」と「税の軽減」と両方の手法で使えるというものです。

「税の重課」については、具体例は今のところ本市ではありません。留意事項については今説明したとおりです。財源確保の留意事項とほぼ同じという整理がされています。

それから「税の軽減」についてですが、具体的な手法としては「課税免除」や「不均一課税」が考えられまして、具体例としてはいくつかあります。「企業立地促進条例に基づく不均一課税」、「横浜みどり税条例における固定資産税等の軽減」でまさにインセンティブとしてというところがございます。あと税制研究会の時代にご検討いただいた「築省エネルギー対策住宅等に係る都市計画税の減額」もあります。こういった「税の軽減」を仕組む場合の留意事項としては、その下に5項目のポイントでまとめてあります。「手段の適切性の視点」、「効果の視点」、「財政上の視点」、「負担の公平性の視点」、それから「税の重課における留意事項」です。これは「税の重課」の方で気を付けた留意事項についてもきちんと押さえておくべきであるということです。以上、今後「税の軽減」をやる際には、この5項目に気をつけなくてはならないということで整理をさせていただきました。答申の方には以前に審議をしたものの文章を引用するなどして、ボリュームが増えておりますが、まとめますとこのようになります。

それから右上「第2 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について」ということですが、これは24年度当時、国で「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」という組織が立ち上げられまして、そこで、地方税制度改革の考え方（平成24年11月）がまとめられました。横浜市としては、これまでも課税自主権を活用してきた又は今後も活用していく立場から考え方を示すこととしたものです。ポイントを言いますと、一つ目のマルの「法定外税の新設・変更への国の関与に対する考え方」としましては、総務大臣の同意要件の見直しについては、地方分権、地域主権の立場を重視して

見直すべきではないかという結論を得ました。それから一つとぼして三つ目ですが、「地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」という点に関しましては、太字のところになります。課税団体でない市町村に対してこうしたことを求めるという国の方針は課題が多いのではないかと、市町村にも課税権や収入権を与え、交付金ではなく税収として配分を受けられるようにするのがまず先決であるというご意見をいただきましたので、このように記載しています。

右下の「第3 大都市の特例税制に関する検討」についてです。指定都市は、事務配分の特例により道府県から事務・権限が移譲されているにも関わらず、必要な財源について税制上の措置が不十分であるという課題認識を持っています。この対応案として、課税自主権を活用し、例として、個人市民税の超過課税と、個人県民税の不均一課税を併せて行う方法を考えることとし、こうした課税自主権の活用は、現行法において可能かどうかという点などにポイントを絞って検討しました。一つ目のマルになりますが、税源移譲の対応策として課税自主権を活用し不均一課税を行うことについては、現在の不均一課税の立法趣旨から考えると、法に定める「公益上その他の事由」には当てはまらず困難ではないかといった結論が出されました。

裏にまいります。今度は第2章ということで「具体的事項」ということになります。まず「第1 環境・防災関連施策促進のための課税自主権活用策の中間的な検討・検証」です。平成25年度分の都市計画税から導入した環境・防災関連施策促進のための減額制度について、課税自主権が活用されている事例であるので、中間的に検討・検証を行うこととしました。平成25年度から始まったものなので、中間的という表現を使っています。

まず一つ目の「新築省エネ対策住宅に係る都市計画税の減額措置」ですが、太字部分になります。件数もそれなりにあるので地球温暖化対策に一定の寄与を果たしているという効果が見られるのではないかとことです。それからその下ですが、「熟損失防止改修住宅」俗に「省エネ改修」と呼んだりもしますが、それと「耐震基準適合住宅」、耐震改修工事を行った住宅、こういったものに係る都市計画税の減額措置というものも仕組んでおります。こちらについては、「今後の実績値の推移を見ながら、適宜判断していきたい」という表記になっています。どちらも導入初年度なので、検討・検証はなかなか難しいということです。

とりあえず、一度説明はここで終わります。

座長 では、今ご説明いただいた資料3の表面のところでは何かご質問がありましたらお出しください。結構前になりますけれど、我々は一つ一つ慎重に、先生方のご意見をいただきながらやってきたものをまとめたものです。これは概要版なので、報告書を出した後も市会への説明などはこの概要版を使うと思うので、表現も含めて何か気がついたことがあれば直していただければと思いますがどうでしょうか。

主税部長 補足の説明をさせていただきます。現在、報告書のたたき台という形で事務局から用意させていただいております。大都市特例に関する検討は、たたき台の28～31ページになります。先生方にご議論していただいた中心は、不均一課税でまさに課税自主権を使って税制上措置されていないものを県から税源移譲ができないだろうかということでした。現在の税法上でなかなか難しいということでしたが、その後、県費の負担金が、国の方で一定の税源移譲を含めた措置の検討をするということで具体的に議論が始まりました。ご議論いただいたときはなかなか具体化されていなかったということがありまして、まさに独自にできないかという視点でご指摘いただきましたが、我々又は先生方が働きかけて国の方

で重い腰があがったので、我々もきちんと進めたいと考えておりました、その辺の表現がまだ反映されておりませんので、座長とその動きについてお話して表現等を変えさせていただければと思います。状況が変わってきているということです。

座長 この報告書をいつ出すのかによるのですが、この部分はなかなか先読みが難しいので盛り込むにしても多少その可能性が出てきたという程度で、それより先に進めるのかなという点が疑問です。いずれにしても、この概要版で気になるのは、不均一といった場合に「地域的な」と入れないと誤解される可能性があります。普通、不均一というと納税者間ですが、横浜市だけでやりましょう、神奈川県他の地域とは違う課税をしましょうというのがここで言っている不均一なので、報告書だけでなく概要版のほうにも「地域的な不均一課税」や「地域に限定した」という言葉を入れないと誤解される懸念があります。

主税部長 状況が変化しているのと併せて、我々はこういった議論をして、本来は国が直すべきなのになかなか動かない状況でしたが、現在国も税源移譲を含め検討が始まりました。我々としてはしっかり税源移譲をしてもらおうと考えています。

座長 その部分は、少し強い言葉で強調したいと思います。

主税部長 報告書の書き方は相談させていただければと思います。

座長 大都市特例は、他の指定市も含めた問題にもなりますけれど、横浜市の税制調査会とすれば、数か月前に検討した結果になりますので、この結論だったということになります。今補足していただいたように、国のほうの変化を踏まえてもう少しつけ加えたいと思います。

座長 その他についていかがでしょうか。第1は課税自主権の理論の整理です。勝馬投票券税から始まって我々はずっと色々やってきましたので、それを念頭に置きながらまとめたということになります。

委員 第2の部分で同意の話がありますが、これは最高裁を踏まえて書かれているものなのでしょうか。例えば、答申案では22～23ページにこの話がありますが、23ページの上から3行目で「同意を撤廃してもよい」という表現になっていますが、ここまで踏み込んでいいのでしょうか。

座長 この件について審議した時の我々の総意としては、撤廃という結論だったように思います。

我々からするとこの三要件は何のためにあるのか、時間の無駄ではないかということになりますので、撤廃してもいいということです。もしもっと有効なものがあるのであればそれをお出しいただきたい。それを考えるのは我々の役目ではありません。我々は、現状この制度があって協議が義務付けられています。これをどのように考えるのかというと、必要性や実効性に乏しいものが課されているので、これを取ってしまった方が地方自治に資するであろうということです。穏やかな考え方からすると少し飛び出た考え方かもしれませんが、ここまで言うておかしなところは直して、別の形で出てくるならいいということであれば、ここまで言いたいというのがあります。もしも言い過ぎであるというのであれば、もう少しマイルドにしますので、それも含めてご意見をいただければと思います。

委員 確かになかなか難しいですね。

座長 確かに審議をしたときも皆難しいと言っていましたね。

委員 ただ、最高裁の判決でいくと、委員が、基本的には総務省の要件を満たしたからといってその税の性格付けが変わるわけではないので何の担保にもなりませんと言っていて、そのうえで考えると、こういう要件をつけることが果たして本当に意味があるのかというのが検討だったと思います。

とはいえ、独自財源としての法定外税の活用の場合はその地域だけのことを考えればい

いというものではないと思います。我々がよく議論で言うのですが、租税競争になると税金の取り合いになってしまって、今ヨーロッパで起きているようなことが起きてしまうとトータルの国の施策としての税制の在り方に害が及びますということが起こりえます。そういうことを考えると、こういうこともある意味では必要かなと思います。ただ、この議論をした時には、法律的には委員の整理が正しいと思いますので、国の動きに合わせてこれをどのように運用していくかということは、国の議論に委ねるしかないと思います。改めて思い出しますと、こういう議論だったと思います。

座長 議事録も公開されているので読み返していただければと思いますが、確かに三要件を取るかどうかは難しく、そこまで言っているものか多少留保はありましたが、三要件の一つ一つを考えても特に何かの予防になるとか何か効果になるというのはありません。逆に、よく言われるように三つ目の要件は何を言っているのでしょうかということになりかねないので、全体としては取る、もしくは表現の一つとして、現行の条件は実効性に乏しいのもっと別のきちんと何を目的に、どういうことを予防したりしたいのかを明確にしたうえで、きちんとした条件を決めるべきであると、あえていうならもう一步出てここまで書くということになると思います。現行については、必要ないだろうという意見が強かったのは事実です。

委員 同意制度は残したままということですか。

座長 同意制度はいらないというのが当時の意見でした。同意しても合法性・適法性の何の役にも立っていない。したがって合意されなくて何ら問題がないということです。あるいは逆に合意されたからといって何か良くなるわけではないということです。

やはり補足をつけて、この点が言い過ぎということであれば口頭で申し上げたように、現行の三要件というのは何を目的にどういうことを狙ったのかということが曖昧であるので、この三つを前提とするのであれば協議制度は必要がない。やるのであればもう少しきちんと目的と効果を明確にしたうえで条件を課すということなら地方の側であっても異論を唱えるものではない。合理的な目的があれば条件が課されることはおかしなことではないけれど、少なくとも今のものは効果がよくわからないという内容で書けばバランスが取れるかなと思います。

ありがとうございました。このようにやっていくと少しずつ良くなっていくと思います。

その他よろしいでしょうか。委員は地方消費税に関わられていましたがこのところはよろしいですか。

委員 市町村としてはこのような言い方になってしまいますよね。税金ではなく交付金でもらっている限りは、市町村に徴収義務の一部をやってほしいというのは筋違いです。そのところを明確にしたうえで、市町村に求めるのであれば賦課徴収の権限を市町村にもきちんと担保しなくてはならないのではないのでしょうか。

その他1点だけあるのですが、第1のところの表の「特定施策の誘導(インセンティブ)」でインセンティブは「税の重課」と「税の軽減」と2つあるとなっていて、「税の重課」の方が具体例では我々の検討している案には入っていないとなっていて、反対側の「税の軽減」のインセンティブとして3つやっていると整理されています。しかし果たして本当にこの整理でいいのでしょうか。みどり税の留意事項として活用にあたっての留意事項が書かれているので、インセンティブの「税の重課」のところの留意事項とはならないので、もし何もないのであれば空白で作っておいた方がいいかと思います。逆に、「税の軽減」の方が手段の適正性の視点、効果の視点、財政上の視点、負担の公平性の視点、税の重課における留意事項と書いてあるので、こちらがインセンティブの「税の重課」の留意事項になるのではないかと思います。

座	長	空白というのはおかしいので、右側がいわゆるインセンティブといういわゆる課税自体が効果を持つものが書かれていますよね。要は税収が入ってこようが入ってこまいが課税すること自体が効果があるものです。この留意点は右側の記載ではないですか。
委	員	難しいことを言っているわけではなく、この表を見たときに特定施策を実施するための財源確保の留意事項がインセンティブの「税の重課」のところまではみ出しているのが、おかしいと感じてしまいます、という意味です。
主 税 部	長	委員がおっしゃりたいのは、インセンティブの税の重課の留意事項は、インセンティブの税の軽減と同じだということですね。
委	員	そうではないのか、ということです。単純にそれだけです。
座	長	パッと見ると委員がおっしゃっていることが分かりやすいと思います。
委	員	私も同じ印象を持ちました。
委	員	この資料はこれから独り歩きしていく可能性があるので、整合性はきちんとしたほうがいいと思います。
座	長	ホームページに載せると、概要版だけ使う人が出てきますから、細かいことですが大きなことだと思います。インセンティブの税の重課の具体例からすると、横浜市ではやっていませんけれども、環境税や温暖化対策税などが入りますよね。
委	員	そうですね。いわゆるグズ課税ではなく、バズ課税の話ですね。産廃でゴミを持ち込むものにバズ課税をするという話がこの「税の重課」にあたると思います。
税 制 課	長	まず、上から見ていただきますと、課税自主権活用の手法の区分は、「税の重課」につきましてはインセンティブに入ると思います。次に課税自主権活用の目的の欄ですけれども、財源確保の税の重課とインセンティブの税の重課に分かれます。ただし、留意事項として考えるにあたっては、財源確保の「税の重課」とインセンティブの税の重課は同じように考えなさいという整理になっております。ですので、インセンティブの「税の重課」の留意事項につきましては、「左に同じ」と記載することとします。
座	長	インセンティブの「税の重課」の留意事項は、財源確保の「税の重課」の留意事項とインセンティブの「税の軽減」の留意事項と二つ当てはまります。
主 税 部	長	まず、表としては、財源確保とインセンティブを縦線を引いて分けた方が分かりやすいということですね。今のやり方だと、基本がわからなくなってしまうということだと思います。
委	員	見たときに分かりにくいと思います。
税制課企画係長		税の軽減の留意事項の一番下に「税の重課における留意事項」という事が書いてありますので、財源確保とインセンティブで線を引いても意味が通じると思いますが、そこは、調整をさせてください。
座	長	では裏面のみどり税の部分のご説明をお願いします。
税制課企画係長		第2のところから説明させていただきます。この第2は、現行みどり税の検証という意味で書いているところがございます。課税自主権活用の前提事項である、施策の重要性の検証と財政状況・行財政改革の取組にかかる評価・検証を行った後、横浜みどり税条例に基づく税制の検証を行ったということです。
		まず、上の表ですが、課税自主権活用の前提事項ということで、施策の重要性と財政状況の説明・行財政改革等の取組という二つのポイントから検証作業を行っております。左の施策の重要性というところですが、まず、「樹林地を守る」施策の太字部分ですが、相続等の不測の事態が発生した際の買取りのための財源として大きな役割を果たすとともに、このことが特別緑地保全地区等の指定に際して土地所有者の安心感につながり、計画前よりも指定が進んだことは、大きく評価できる。また、「農地を守る」施策の部分ですが、水

田の保全、収穫体験農園の開設支援などに充当され、相応の実績を上げている。このような施策の検証の中で、良い点があったと評価されています。財政状況ですが、依然として厳しい状況であるとか、市全体で行政内部経費の徹底した見直しに取り組んでいる、というところを検証いたしました。これらを踏まえまして、現行みどり税条例の税制案がどうだったのか、ということ振り返りました。まず、課税手法というところですが、市民税（個人・法人）均等割の超過課税という課税手法を採用したことは、妥当である。課税期間につきましては、5年間という期間設定が合理的であり、課税期間として妥当である。納税義務者につきましては、法人に課税することについては、当然のことである。また、欠損法人の課税免除措置は、税の公平性という点からは望ましいとはいえない。続きまして、使途につきましては、①樹林地・農地の確実な担保、②身近な緑化の推進、③維持管理の充実によるみどりの質の向上、④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業の4点に整理されており、この使途どおり事業が実施され、事業結果として成果があったものと評価できる。また、都心部や緑の少ない地域の緑化の取組を充実させることも必要ではないか、ということを検証いたしました。税率につきましては、5年間で実施されてきた事業は着実に成果があり、事業費の過不足は特段目立ったものでもないことから、税率の水準は適当であったと評価するとなっております。以下、施策誘導を目的とした税負担、これは固定資産税の軽減ですが、こちらについては、これらの制度を導入した成果はあったと考えるとしています。最後に市民参画については、横浜みどりアップ計画市民推進会議は市民の立場からチェックを行うことに加えまして、受益をうける市民自らが取組をコントロールする仕組みは大変有効に機能していると評価できるとしています。実際はもっと多くの検証がありましたが、まとめますと、このような形になります。

最後に、右側にまいります。「第3 平成26年度以降の緑の取組における横浜みどり税の取扱いについて」でございます。安易に横浜みどり税を継続するという結論を出すのではなく、まず、課税自主権の活用の前提条件を検証し、それがクリアできてはじめて、横浜みどり税の継続の方向性が示されることとなり、具体的な税制の検討に入れる、という表現をしております。先ほどの検証と同様に、施策の重要性と財政状況の二つの観点から前提事項の整理を行いました。施策につきましては、「これからの緑の取組（案）」は、これまでの取組の成果や課題等を踏まえて計画されており、全体として十分合理性が認められること、財政状況につきましては、横浜市の財政状況は、依然として厳しい状況にあること、行政改革につきましては、全職員に対して、絶えず主体的な業務改善に取り組むよう求めていることや、外郭団体に対する財政支援の縮小することなど、市全体で行政内部経費の徹底した見直しに取り組んでいることが分かりました。これらの前提条件を踏まえまして、緑の取組を継続して実施していくためには、安定的な財源としてみどり税の継続が必要であろうということから、税制案の検討に入っていくこととなります。

税制案の検討の中で、項目をいくつか分けておりますが、課税手法につきましては、引き続き26年度以降の緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶことは変わりませんので、市民税均等割の超過課税を行うことでいだろうということになっております。それから課税期間につきましては、引き続き5年間でよいだろう。それから、新たな観点としまして、課税期間が終了しても、基金に残った額は、引き続き樹林地買取のための担保として機能する必要があり、課税期間と基金存続期間は一致しないものであることを確認しました。それから、納税義務者ですが、欠損法人など特定の対象に特例を設ける制度は、税の公平性という観点からは望ましくないが、特例措置を設ける場合は、政策目標と効果を明らかにし、市当局と市会で熟慮した上で決定すべきという結論になりました。続きまして、使途になりますが、基本的には現行の4点の整理で良いということ

になりました。横浜みどり税の用途の根幹は、特別緑地保全地区に指定した樹林地の買取等（公有地化等）であるということや都心部や緑の少ない地域の緑の創出に対して用途を拡充することも必要ということで、これは、施策に合うような表現になっております。続きまして税率は、今日ご議論いただいたところになります。横浜みどり税の必要財源額は約130億円となった。仮に、これらの全てを市民税（個人・法人）均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の負担額は、概ね900円程度、法人は規模等に応じた均等割額の9%程度になると試算ができました。今後につきましては、事業内容・事業費の精査を進め、横浜みどり税の用途として市民の理解が得られるかどうか十分検討し、更なる内部努力を行って税率の設定を行うことが必要ということが決まっております。施策誘導を目的とした税負担の軽減につきましては、インセンティブとして一定の成果は出ていることから、26年度以降も引き続き実施して良い、としています。市民参画については、市民推進会議は引き続き、設置することが望ましいだろうとしています。

たくさん意見をいただきましたが、概要につきましては、このようにまとめさせていただきました。

座 委	長 員	ここ数回のご議論についてまとめていただきました。いかがでしょうか。 実数的に難しいのかもしれないのですが、課税自主権活用の前提事項の施策の重要性の検証の部分ですが、みどり税をやることによって、何%こうなったとか、具体的な数値は出せますか。
税制課企画係長		はい、指定の面積や、買取の面積につきましては、数字はでております。答申の概要ではなく本体のほうには、数字を載せてあります。
委 座	員 長	載せたほうが、読み手としては、納得できるかと思えますし、インパクトがあると思います。 今の話は、答申案では、41ページになります。環境創造局からは様々な資料をいただいて、我々はきちんと審議をして了承しておりますので、その数字を載せましょうか。成果がなければ、我々も「やめなさい」と言わなければなりませんので、当然成果として我々はこれを確認して承認したということになりますので、ご指摘いただいたところを増やしましょう。
委	員	5年前に問題意識が大きかった所として、緑被率が31%を下げてはいけないというところに強調があったと思うのですが、それが実際5年経って、どうなったのかというところが書かれていると分かりやすいと思いますが、どうでしょうか。
環 境 創 造 局 政 策 調 整 部 長		おっしゃるとおり、当初、緑被率を一つの指標としまして、緑を総量を維持・向上させるというのが目標でございました。緑被率の調査を5年に一度実施しておりまして、平成16年度は31.0%、平成21年度は29.8%でした。この間、開発等ございまして、緑は若干減少しております。みどりアップ計画が始まる前の5か年では、年間約50ha減っていましたが、この5か年では、平均して年間約12haの減少となっており、大幅に減少を食い止めたということは、お示しすることができます。緑被率の計測は平成26年度に行う予定ですので、緑減少に歯止めがかかっていることはお示しできますが、緑被率が何%になったかということは、お示しするのは厳しい状況でございます。
座	長	ここは、悩みどころではありますが、今まで出していただいた資料で、緑を増やすということは難しい、どれだけ残せるかどうかということでした。減少率に歯止めがかかっていることで、成果があったとは思いますが、緑の減少率としては下がっているのです、それを大きくアピールすることが良い事なのか、悪い事なのか。批判的な見方をする方からすれば、「緑が減少しているから、みどり税の効果がない」という短絡的な発想されても困るというのがあるので、悩みどころではありますね。

委員	減少の比率がビフォーアフターでずいぶん変わったということですね。
環境創造局 政策課担当課長	「これからの緑の取組(案)」の52ページが一番下の山林現象面積の推移という図をご覧ください。固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した数値となります。平成16年から平成20年までの減少量の変化ですけれども、5か年で平均50haだったのが、指定して買取をしましたので、減少の量が、年間12haとなっていますので、減少が鈍化しているという成果がでています。そのような表現と図も使っていただければと思います。
座長	誤解されると困るから資料を出さないというより、出してきちんと説明をした方がよろしいと思います。減少率が止まったことをもって、一番大きな成果であることをいってもいいと思います。
委員	わかりやすいと思います。
座長	市民の方からよく「みどり税を払っていて緑は増えているのか。」と言われることがあると思いますが、その時は、「そういうことではない。むしろ減少を止めている」ということをはっきり申し上げないといけませんので、答申で触れておきましょう。私の方で気になった所ですが、第3の一番最後の市民参画の欄で、「望ましい」という表現になっていますが、むしろここは、「べきである」という表現にしないといけないのではないかと思います。超過課税を行う時には、市民推進会議を入れるのは、当たり前であり、必然的であり、理屈から言っても設置すべきであり、また、この5年間を振り返っても立派に有効機能しているということによろしいと思います。
委員	賛成です。おっしゃるとおりです。
委員	税制案の検討の「使途」の欄についてですが、左側の検証では「都心部や緑の少ない地域の緑化」について、ゴシックになっているのに、この欄では、ゴシックになっていないのですが、次回に向けての特徴だと強調していたことからすると、ゴシックにした方がいいと思います。
座長	市会でも理解していただいてご議論していただいて、議決をしていただかないといけないとすると、ポイントとなるところは、きちんとお伝えをする。そうすると、この部分もゴシック・太字で書くべきであります。
税制課長	左側の検証の部分は必要ということでご指摘いただいておりますので、右側は「拡充」とどめるようにさせていただきたいと思います。
座長	まだ修文をしていませんので、言い切りで止まっていたりしますので、そこは、合わせるように修文はしていきたいと思います。おおよそのポイントがよろしいということであれば、答申の全体像とすると、委員で合意ができたと思いたいと思いますがよろしいでしょうか。もちろん細かいところを直さないといけない部分もありますので、構成を変えることなく、タイトルを含めて内容にかかわらない部分については、私と事務局とで、作業を明日以降進めていきたいと思います。その前提として、座長預かりということによろしいでしょうか。(異議なし) 大筋合意をいただいた所は、文章的な修正を加えていきたいと思いたいます。修正は何日かかかりますので、先生方もお時間がある時にご覧いただいて、文章におかしいところがありましたら、教えていただけると助かりますので、よろしく願いいたします。答申に向けてまとまりましたので、この議題の合意が整ったということにさせていただきます。
税制課長	市長への答申手交についてはいかががいたしましょうか。
税制課長	市長への答申手交は、11月1日の午前に行う予定で調整させていただきます。その前に、第11回税制調査会を開催させていただき、答申の最終確認を行います。詳細につきましては、委員の皆様には詳細が決まりしだい追ってご連絡させていただきます。
	答申の手交については、報道関係は基本的にオープンということと考えております。

なお、今回の答申につきましては市税の賦課徴収に関する事項を含むものであるため、横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱及び横浜市パブリックコメント実施要綱によると、パブリックコメント手続の対象外となっております。よって、パブリックコメントの実施は不要であることをご報告します。

座 長 ありがとうございます。第11回の税制調査会は11月1日（金）を予定いたしますので、先生方ご都合を調整されてご参集いただければありがたいと思います。

それでは事務局にお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

税 制 課 長 それではここまで熱心なご議論をありがとうございました。これをもちまして第10回税制調査会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。